

最高裁秘書第3792号

令和元年7月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年1月23日付け（同月25日受付、最高裁秘書第460号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「民事裁判起案の留意点（平成30年12月版）」と題する文書（片面で4枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすると司法修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

民事裁判起案の留意点（平成30年12月版）

司法研修所民事裁判教官室

本書面は、司法研修所において行う民事裁判起案（問題研究起案を含む。）に当たり留意すべき事項をまとめたものである。問題研究起案、集合起案を行う前に、確認しておくことが望まれる。







